

瀬戸市消防本部告示第1号

消防本部

消防署

瀬戸市消防署組織規程（昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

瀬戸市消防長 近藤 栄二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(室及び分署の設置)</p> <p>第3条 消防署に救急対策室を置く。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(消防署)</p> <p>第4条 消防署は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>火災予防査察その他の防火指導</u>に関すること。</p> <p>(3)から(12)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(13) <u>火災、救急等の受信（大規模災害時等に限る。）及び出動指令の伝達に関すること。</u></p> <p>(14)から(20)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(グループの設置)</p> <p>第5条 前条に掲げる事務を効率的に執行するため、消防署に次のグループを置く。</p>	<p>(室及び分署の設置)</p> <p>第3条 消防署に救急対策室<u>及び通信指令室</u>を置く。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(消防署)</p> <p>第4条 消防署は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>防火訓練の指導</u>に関すること。</p> <p>(3)から(12)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(13) 火災、救急等の受信及び出動指令の伝達に関すること。</p> <p>(14)から(20)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(グループの設置)</p> <p>第5条 前条に掲げる事務を効率的に執行するため、消防署に次のグループを置く。</p>

(1)から(4)まで <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(1)から(4)まで <省略>

(5) 通信指令室グループ

(6) <省略>

(7) <省略>

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。